

一般社団法人民事信託推進センター 東海支部規則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この支部は、一般社団法人民事信託推進センター東海支部（以下「支部」という。）と称する。

(目 的)

第2条 支部は、一般社団法人民事信託推進センター（以下「本法人」という。）定款第3条の目的を達成するため、本法人定款第4条の事業を行うこと及び会員と定款第6章の機関（以下「法人本部」という。）との連絡調整を図ることを目的とする。

(区 域)

第3条 支部の区域は、愛知県、岐阜県及び三重県内とする。

(事務所の所在場所)

第4条 支部の事務所は、支部の区域内に置く。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、支部の区域内に事務所を有する本法人の民事信託士会員とする。

第3章 支部の機関

(役 員)

第6条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 5名以内

(役員職務)

第7条 支部長は、支部を代表し、支部の業務を行う。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代理し、支部長が欠員のときはその職務を行う。

(役員選任)

第8条 支部の役員は、支部所属の会員の中から理事会にて選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する法人本部の通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員は、本法人を退会したときは、退任する。

(支部集会)

第10条 支部に、会員の研修、情報交換及び本法人定款第4条の事業を行うことを目的とする支部集会を置く。

(支部集会の招集)

第11条 支部集会は、会員をもって組織する。

- 2 支部集会は、必要がある場合に随時、支部長がこれを招集する。
- 3 会員は、支部長に対し、支部集会の目的である事項及び招集の理由を示して、支部集会の招集を提案することができる。

第4章 役員会

(役員会の組織及び招集)

第12条 役員会は、支部長及び副支部長（以下「役員会組織員」という。）をもって組織する。

2 役員会は、支部長が招集する。ただし、支部長に事故があるときは、他の役員会組織員が役員会を招集する。

(役員会の決議等)

第13条 支部の業務執行は、役員会の決するところによる。

2 役員会の議長は、支部長がこれに当たる。ただし、支部長に事故があるときは、当該役員会において定めた者が議長となる。

3 役員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員会組織員を除く役員会組織員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

4 役員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(役員会の議決事項)

第14条 次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

(1) 支部集会に関する事項

(2) 法人本部から付託された事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、支部の業務執行に関する事項

附 則

1. 本規則は、2020年（令和2年）12月11日から施行する。

2. 2023年7月10日より、変更後の本規則を施行する。